

はじめに

千葉市では、平成27年3月に策定した「第3次千葉市障害者計画及び第4期千葉市障害福祉計画」に基づき、安らぎのあるあたたかな共生社会の実現に向けて、各種施策の充実を図ってきました。

一方で、既存の制度の拡充のみでは対応できない課題が顕在化し、様々な問題が相互に関連し合い、短期間で結果を出すことが難しい状況であることから、平成29年4月に「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を策定しました。

さらに、国においても、障害者差別解消法の施行、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正、発達障害者支援法の一部改正が行われ、また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、障害及び障害のある方への理解と認識を深め、差別や偏見を解消していくことが求められています。

これらを踏まえて、この度、平成30年度からの3年間を計画期間とする「第4次千葉市障害者計画・第5期千葉市障害福祉計画・第1期千葉市障害児福祉計画」を策定しました。

本計画では、すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、障害のある人もない人も共に活動することで相互の理解を深め、より支援が必要な方に手が差し伸べられる共生社会を構築することを基本理念としました。

また、本計画は、「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」の第一段階の実施計画となることから、親亡き後を見据えた支援、発達障害者への支援、重度の障害のある方たちへの支援の3つの重点課題について重点的に取り組むこととし、障害者理解の促進・社会参加の推進、相談支援の充実、地域生活支援の充実などの6つの基本目標を立てました。特に、障害者理解の促進にあたっては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、同大会後もレガシーとして、障害の有無に関わらず、誰もが社会に出て活躍できる社会づくりに資する施策を盛りこみました。

さらに、障害福祉サービス、障害児通所支援等の見込量などを一体的に定め、様々な分野にわたる施策を総合的に推進することとしました。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様をはじめ、関係機関や各種団体の方々との連携、協働のもと、基本理念の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様、特に障害のある方やそのご家族、そして、千葉市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

千葉市長

熊谷俊人

